

【事例2】 詐謗中傷



◆中学女子生徒AがLINEで女子生徒数名から本人と分かるような隠語を用いて「うざい」「大嫌い」などの悪口を書き込まれた。Aは、その後、学校を休んだ。

◆中学男子生徒2名が同じクラスの女子生徒の動画を撮影し、詐謗中傷した文字を添えて、YouTubeに投稿した。



(未然防止)

安易な投稿が、ときに犯罪にもつながってしまうことを十分に理解させ、自らが加害者にならないための心構えを伝えましょう。匿名による投稿であっても、本人に直接言えないようなことはインターネットでも言わないことや、誰かが傷付くことを投稿しないように指導することが必要です。そのためには、インターネット上に発信されたときの相手の立場に立って考えるといった学習が有効です。

- ・匿名でも、法的手段によって発信者を特定できる。
- ・精神的な被害や金銭的な被害を与えた場合は、損害賠償（与えた損害を金品によって弁償すること）を請求される可能性がある。

法的にも、傷害罪や名誉毀損罪などに問われる可能性があることを具体的に伝えます。

- 「死ね」「ウザイ」「キモイ」などの言葉をメールで送る。
- 相手になりすまして掲示板にウソの書き込みをする。
これらの言葉や書き込みは、人の体や心を傷付けることになります。
⇒ 傷害罪（刑法第204条）
〔15年以下の懲役、又は50万円以下の罰金〕
- 相手について事実ではないわざを掲示板に書き込む。
- 相手の個人情報を掲示板に書き込む。
これらの書き込みは、書き込まれた人は「ダメな人」「悪い人」であると他の人に思わせてしまうことになります。
⇒ 名誉毀損罪（刑法第230条）、侮辱罪（刑法第231条）
〔3年以下の懲役若しくは禁錮、又は50万円以下の罰金〕
〔拘留、又は科料〕

また、被害を受けた場合の対応法を指導することも大切です。例えば、メールを消去しないなどの対応法の指導自体が、安易な発信を防止することにつながります。

- ・被害を受けた場合は、すぐに大人に相談する。
- ・誹謗中傷されたメールは、消去しない。
- ・校内で迅速に事態の収拾を図る。（p.68「6 トラブルへの対応」参照）
- ・名誉毀損やプライバシー侵害として裁判所に訴えることができる。